

横浜市のアスベスト対策について

アスベストの基礎知識

Q アスベストとはどのようなものですか？

A 「アスベスト(石綿)」とは、天然に存在する繊維状の鉱物のことです。耐久性や耐燃性などに優れているため、1970～90年にかけて建材や工業製品などに数多く使用されました(クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トリモライト、アンソフィライト、アクチノライトの6種類の総称)。

Q なぜアスベストが問題で、どのような危険性があるのですか？

A アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題になるのではなく、飛び散ったアスベスト粉じん(繊維)を肺に吸い込むことが問題になります。ゴムやセメントで固められたものは、切断や破碎をしない限り影響はありません。



【出典：国土交通省パンフレット「建築物のアスベスト対策」】

Q アスベストはいつ頃まで使われていたのですか？

A 現在では、特殊な例を除いてアスベスト製品の製造は禁止されています。これまでに製造されたアスベスト製品の8～9割は建材です。飛散しやすい吹き付けアスベストなどは平成元年頃まで使われていました。セメントなどで固められた建材(スレート板など)は平成16年まで使われていました。

アスベストによる健康被害

アスベストを吸い込んだ量と「中皮腫や肺がん」などの発病との間には、相関関係が認められています。しかし、短期間・低濃度で暴露したことによる発ガンの危険性については、不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば中皮腫を発病するかと言うことは明らかではありません。

参考：WHO(世界保健機構)による一般大気中(都市部)の評価基準値1～10本/リットル

最近の新聞報道

アスベスト：石綿死、店貸主に責任 近鉄に5000万円賠償命令 - - 大阪地裁

毎日jp(毎日新聞) 2009年8月31日

大阪府内の鉄道高架下の貸店舗で文具店長をしていた男性(当時70歳)が、アスベスト(石綿)関連がんの中皮腫にかかり死亡したのは壁に吹き付けられた石綿を吸ったためだとして、遺族4人が所有店舗を管理していた近畿日本鉄道(大阪市)などに対し、慰謝料など約7300万円の賠償を求めた訴訟の判決が31日、大阪地裁であった。徳岡由美子裁判長は「危険な石綿を使用した貸店舗には瑕疵(かし)があり、近鉄は管理上の責任を負う」として、近鉄に約5000万円の賠償を命じた。

原告弁護団によると、石綿被害訴訟で吹き付け石綿による被害に賠償を認めたのは初めて。

建物を貸した側にも賠償責任が生じる場合があるとの初判断でもあり、企業に石綿調査を促すなどの影響がありそうだ。

判決によると、近鉄側は69年、店舗周辺を高架化した際、店舗2階の倉庫の壁に、石綿の中で最も毒性の強い青石綿を吹き付けた。店舗は賃貸され、男性は70年から就労。02年に中皮腫と診断され、04年7月に死亡した。

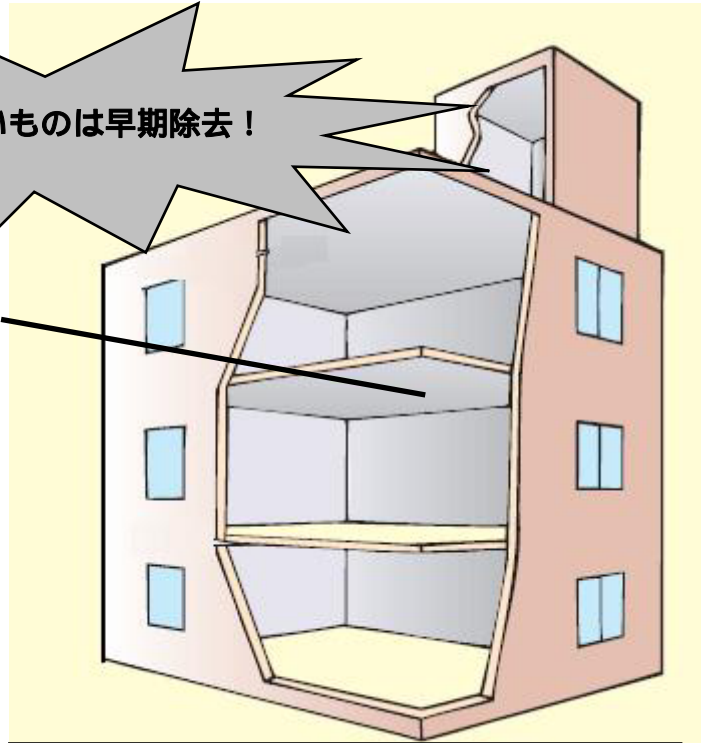
アスベストが使われているところ

飛散性が高いものは早期除去！

飛散性の高いアスベスト
 (駐車場・機械室などの天井・壁)
 吹き付け断熱材、保温材及び耐火被覆材



天井断熱材に使用された
吹き付けアスベスト



アスベスト含有成型板 (各部屋の天井・床)
 ロックウール吸音板
 ビニール床タイル

【出典：国土交通省パンフレット「建築物のアスベスト対策」】

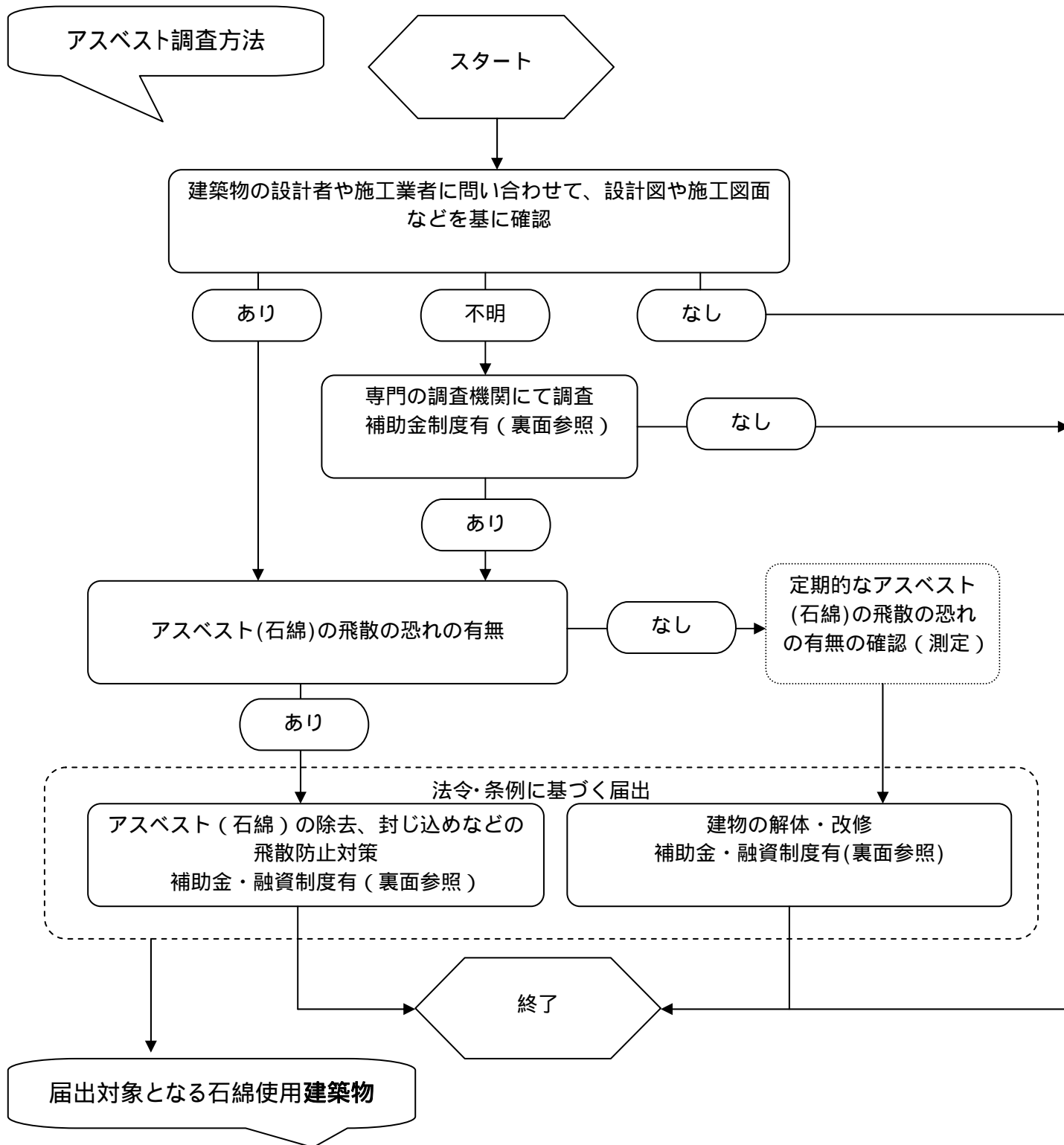
アスベスト対策状況

不安解消のため含有調査！

横浜市における民間建築物の対応状況 (平成21年2月末現在)

	調査施設	含有なし	要調査	含有あり		
				措置済み	曝露のおそれなし	措置予定
大規模建築物 ²	1,279	1,224 ¹	5	50	0	0
病院 ³	98	73	9	5	10	1
高齢者施設 ³	368	350	4	4	10	0
保護施設 ³	38	38	0	0	0	0
障害者施設 ³	396	344	20	4	27	1
保育園 ³	442	413	0	13	16	0
消防団器具置場	385	385	0	0	0	0
計	3,006	2,827	38	76	63	2

- 1 内、25件は主要3種類を対象とした結果による
- 2 平成元年以前の建築物を対象
- 3 平成8年以前の建築物を対象



建築物及び工作物の吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材と石綿含有セメント建材など（石綿の含有割合が0.1%を超える建築材料が届出対象）を除去、改造又は補修する作業や、それらの廃棄にあたっては、大気汚染防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例や横浜市廃棄物等の減量、資源化及び適正処理等に関する規則に基づく届出が必要です。

根拠法令等		大気汚染防止法		条例・規則	
届出対象物		建築物・工作物		建築物・工作物	
作業内容		解体	改造・補修	解体	改造・補修
建築材料	吹付け石綿				
	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆剤（石綿布を除く）				
	石綿含有セメント建材等（対象使用面積合計1000m ³ 以上）、石綿布				

* 改造・補修とは、届出対象物の解体を伴わない除去、囲い込み及び封じ込めをいいます。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業

対象となる建築物

多数の人が利用する民間建築物で

店舗、事務所、駐車場など

個人住宅は対象となりません

吹付けアスベスト等が施工されている

(含有調査者派遣の場合はおそれのある)部分

共同住宅については共用部分のみ

付属する空調機械室などを含む

事業の内容

アスベスト含有調査者派遣

対象事業	派遣箇所
アスベスト含有調査者の派遣	1敷地あたり2箇所まで

アスベスト除去等

補助対象費用	補助金額
アスベスト除去等に要する費用(消費税等は除く)	対象費用の2/3以内 上限300万円

融資制度

事業の内容

工場などの除去工事等の場合(中小企業)

横浜市中小企業融資制度をご利用いただけます

資金名: 企業価値向上資金(環境経営支援)

資金使途: 有害化学物質(アスベスト等)の処理に要する

資金(要認定)

限度額: 2億円以内

利率: 1.9%

融資期間: 10年以内

相談・問合わせ先

アスベストの調査や除去を行う補助金に関すること

アスベストの調査機関の相談・紹介

まちづくり調整局建築企画課 671-2928

横浜市環境技術協議会 924-1917

神奈川県環境計量協議会 0467-87-2112

アスベストを含有する建材を含んだ建物の改修・解体工事の届出に関する問合せ

環境創造局規制指導課 671-3843

資源循環局産業廃棄物対策課(建設リサイクル) 671-3446

神奈川労働局労働衛生課 211-7353

アスベストを含有する産業廃棄物の処理・届出に関する問合せ 資源循環局産業廃棄物対策課 671-2513

融資制度に関する問合せ

経済観光局金融課 671-2592

アスベスト全般(融資の認定)に関する問合せ

環境創造局環境管理課 671-2487

吹付けアスベスト等の

除去費用について

除去工事を行う場合の費用の目安(国土交通省公表)

処理面積 300m²未満.....
...2~8.5万円/m²

処理面積 300~1,000m².....
1.5~4.5万円/m²

処理面積 1,000m²未満.....
...1~3.0万円/m²

*平成19年の施工実績を(社)建築業協会の調査した結果

アスベスト廃棄物について

吹付け石綿の除去作業等から排出される産業廃棄物のうち、吹付け石綿・石綿保温材・珪藻土保温材・パーライト保温材などアスベストが飛散する恐れのあるものが、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に定義されています。一方、セメントや樹脂で固めてアスベストが飛散することがないスレートなどの石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト廃棄物)については、通常の状態では、アスベストが飛散するおそれはないと考えられます。国が示した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に従って適正に処理することとなっています。